

保安規定と使用許可との対応表

添付資料 2

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>第1章 総則</p>		
<p>(目的) 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第57条第1項の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設(以下「使用施設等」という。)において、核燃料物質等の使用、廃棄及び保管(以下「取扱い」という。)並びに運搬(以下、取扱い及び運搬を「使用等」という。)に係る保安について定め、もってこれらに関する災害を防止することを目的とする。</p>		<p>○品質管理体制整備の届出(以下「品質届出」) 1. 目的 ニュークリア・デベロップメント株式会社(以下、「当社」という。))は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下、「品質規則」という。))及び「同解釈」に基づき、当社の燃料ホットラボ施設(以下、「当施設」という。)の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を保安品質マニュアルに定め、保安品質マネジメントシステムとして構築し、原子力の安全を確保することを目的とする。</p>
<p>(適用範囲) 第2条 本規定は、ニュークリア・デベロップメント株式会社(以下、「当社」という。))燃料ホットラボ施設(以下「当施設」という。))において、保安に係る運用に関して適用する。</p>		<p>○品質届出 3. 適用範囲 保安品質マニュアルは、当施設における保安活動に適用する。</p>
<p>(規定の遵守) 第3条 当社の役員、従業員及び臨時雇員(以下「従業員」という。))は、当施設において核燃料物質等に係わる業務を行う場合は、本規定を遵守しなければならない。 2 試験部長は、前項以外の者(以下「請負会社従業員等」という。))に当施設において業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p>		<p>○障害対策書(以下「障対」) 1. 基本的考え方 放射線管理及び放射性物質を取り扱う作業は、保安規定に従って行う。</p>
<p>(安全文化の醸成) 第3条の2 社長は、安全文化の醸成を確実にするために、活動方針を策定し、従業員に周知する。</p>		<p>○品質届出 第3章 経営責任者等の責任 1. 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ (3) 要員が健全な安全文化を育成し、維持することに貢献できるようにする。</p>
<p>第2章 保安及び保安品質マネジメントに関する組織</p>		
<p>(保安及び保安品質マネジメントに関する組織) 第4条 当施設に係る保安及び保安品質マネジメントに関する組織(以下、「保安に係る組織」という。))は、以下の各号により構成する。 (1) 社長 (2) 核燃料取扱主務者 (3) 保安品質保証責任者 (4) 試験部長 (5) ホット試験室長 (6) 安全管理部長 (7) 施設管理グループ長 (8) 放射線管理グループ長 (9) 管理部長 (10) 管理課長 (11) 保安品質保証委員会 (12) 放射線安全委員会 2 当施設の保安に係る組織は、別図第1に掲げるとおりとする。</p>		<p>○核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書(以下「技術的能力」) 2. 当社の組織 当社の組織核燃料物質の使用に関する安全管理組織は社長を最高責任者とし、安全管理室、試験部、燃料・炉心研究部、環境技術研究部及び管理部から成り、安全管理室長が全般を取り纏める。なお、核物質取扱いに関する保安管理を監督するため核燃料取扱主務者を置く。また、放射線安全管理に関し必要な事項を審議するために放射線安全委員会を設け、定期的開催するとともに社長の諮問、核燃料取扱主務者の要請があったとき等必要な場合には随時実施する。また、保安に関する品質保証に係る業務の統括を行う者として保安品質保証責任者を置くとともに、保安に関する品質保証活動の継続的改善のために社長が見直しを行う場として保安品質保証委員会を設ける。 試験部長は燃料ホットラボ施設、ウラン実験施設及び燃料実験施設における核燃料物質の取扱いに関し必要な保安管理を行う。燃料・炉心研究部長及び環境技術研究部長は各施設において行う実験及び試験業務の取り纏めを行う。管理部長は従業員の一般安全衛生及び健康管理を行う。安全管理室長は放射線安全管理及び核物質取扱いの保安管理に関する全般管理並びに指導を行う。各職位の責任範囲及び業務分担等については別途保安規定等に定める。</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>(職務)</p> <p>第5条 当施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、当施設に係る保安上の業務を総括する。</p> <p>(2) 試験部長は、ホット試験室長を指揮監督して、当施設における核燃料物質等の使用等に関する業務の統括を行う。</p> <p>(3) ホット試験室長は、次の業務を行う。</p> <p>ア、核燃料物質等の使用等に関すること</p> <p>イ、設備並びに機器の運転(操作を含む。)及び保守に関すること</p> <p>ウ、管理区域の作業管理に関すること</p> <p>(4) 安全管理部長は、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長を指揮監督して、当施設における保安管理に関する業務の統括を行う。</p> <p>(5) 施設管理グループ長は、電気設備、非常用電源設備、気体廃棄設備及び液体廃棄設備の運転及び保守に関する業務を行う。</p> <p>(6) 放射線管理グループ長は、当施設における放射線管理、放射線測定、被ばく線量の管理及び放射線測定器の管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 管理部長は、管理課長を指揮監督して、当施設における管理全般に関する業務の統括を行う。</p> <p>(8) 管理課長は、次の業務を行う。</p> <p>ア、周辺監視区域の維持及び立入制限に関すること</p> <p>イ、特殊健康診断に関すること</p> <p>ウ、社外関係機関との協力体制、その他保安管理に係る取り決め等渉外に関すること</p> <p>エ、通報連絡設備、消火設備並びに火災警報設備の保守に関すること</p> <p>オ、使用施設等の保安に係る調達業務に関すること</p>	-	(同上)
<p>(核燃料取扱主務者の選任)</p> <p>第6条 社長は、当施設に係る核燃料物質等の取扱いに関する保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主務者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。</p> <p>2 社長は、核燃料取扱主務者の代理者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。</p>	-	(同上)
<p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p>第7条 核燃料取扱主務者は、当施設に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、社長に対し意見を具申すること</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、各職位に助言すること</p> <p>(3) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示をすること</p> <p>(4) 所管官庁が法に基づいて実施する検査に立ち会うこと</p> <p>(5) 法に基づく報告を審査すること</p> <p>(6) 本規定に係る記録を精査すること</p> <p>(7) 教育訓練計画の作成、改定に参画すること</p> <p>(8) 本規定及び第15条第1項に定める規定等の制定、改廃に参画すること</p> <p>(9) 本規定に定める計画の作成に参画すること</p> <p>(10) その他、保安監督に必要な事項</p>	-	(同上)
<p>(意見の尊重)</p> <p>第8条 社長は、核燃料取扱主務者の意見具申を尊重する。</p>	-	-
<p>(保安品質保証責任者の選任)</p> <p>第8条の2 社長は、保安品質マネジメントに係る業務の統括を行う者として、保安品質保証責任者を選任する。</p>	-	<p>○品質届出</p> <p>7. 保安品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、保安品質マネジメントシステム管理責任者として保安品質保証責任者を選任し、保安品質保証に係る業務を統括させるとともに、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p>
<p>(保安品質保証責任者の職務)</p> <p>第8条の3 保安品質保証責任者は、第9条の3の3.7に定める職務を行う。</p>	-	(同上)

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>(保安品質保証委員会) 第8条の4 当社に保安品質保証委員会を設置する。 2 保安品質保証委員会は、保安品質マネジメント活動の継続的改善のために社長が見直しを行う場として開催する。</p>		<p>○技術的能力 2. 当社の組織 (前出)</p>
<p>(放射線安全委員会) 第9条 当社に放射線安全委員会を設置する。 2 放射線安全委員会は、社長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 本規定の制定及び変更 (2) 核燃料物質等の使用、保管及び運搬、当施設の運転保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する規定、要領等の制定及び廃止並びに変更 (3) 保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項 (4) その他、当施設の保安に係る重要な事項 3 放射線安全委員会は、核燃料取扱主務者のほか、社長の指名した委員をもって構成し、委員長は、安全管理部長があたる。ただし、委員には当施設に関し、十分な知識と経験を有する者を指名する。 4 放射線安全委員会は、原則として3ヶ月に1回以上及び委員他からの提案等あれば、随時開催するものとする。 5 社長は、放射線安全委員会の答申を尊重する。</p>		<p>○技術的能力 2. 当社の組織 (前出)</p>
<p>(内部保安品質保証監査組織) 第9条の2 当社に内部保安品質保証監査組織を、監査時に随時設置する。 2 内部保安品質保証監査組織は、保安品質マネジメント活動について定期的(年1回以上)に監査を実施する。 3 内部保安品質保証監査組織は、保安品質保証責任者を監査リーダーとし、内部保安品質保証監査員若干名で構成する。</p>		<p>○品質届出 第6章 評価及び改善 3. 内部監査 (1) 当社は、保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するため、保安活動の重要度に応じてあらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う体制により、内部監査を実施する。</p>
<p>第2章の2 保安品質マネジメント計画 第9条の3 使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり保安品質マネジメント計画を定める。 1. 総則 1.1 目的 当社は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下、「品質規則」という。)及び「同解釈」に基づき、当施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を「保安品質保証計画書」に定め、保安品質マネジメントシステムとして構築し、原子力の安全を確保することを目的とする。 1.2 定義 保安品質保証計画書において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。 1.3 適用範囲 保安品質保証計画書は、当施設における保安活動に適用する。 2. 保安品質マネジメントシステム 2.1 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。 2 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。 (1) 使用施設、組織または個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 (2) 使用施設若しくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼす恐れのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ (3) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生または保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響 3 保安に係る組織は、当施設に適用される関係法令を明確にし、品質規則に規定する文書及び保安品質マネジメントシステムに必要な文書(以下、「品質マネジメント文書」という。)に明記する。</p>		<p>○品質届出 第1章 総則 1. 目的 ニュークリア・デベロップメント株式会社(以下、「当社」という。)は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下、「品質規則」という。)及び「同解釈」に基づき、当社の燃料ホットラボ施設(以下、「当施設」という。)の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を保安品質マニュアルに定め、保安品質マネジメントシステムとして構築し、原子力の安全を確保することを目的とする。 2. 定義 保安品質マニュアルにおいて使用する用語は、原子炉等規制法並びに品質規則及び同解釈において使用する用語の例による。 3. 適用範囲 保安品質マニュアルは、当施設における保安活動に適用する。 第2章 保安品質マネジメントシステム 1. 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 当社は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するためその改善を継続的に行う。 (2) 当社は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。 (a) 使用施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 (b) 使用施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼす恐れのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ (c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響 (3) 当社は、当社の施設に適用される関係法令を明確にし、品質規則及び保安品質マネジメントシステムに必要な文書(以下、「保安品質マネジメント文書」という。)に明記する。</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>4 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>(1) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</p> <p>(2) プロセスの順序及び相互の関係を明確にする。</p> <p>(3) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に係る組織の保安活動の状況を示す指標(以下、「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確にする。</p> <p>(4) プロセスの運用並びに監視及び測定(以下、「監視測定」という。)に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)</p> <p>(5) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合を除く。</p> <p>(6) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を実施する。</p> <p>(7) プロセス及び保安に係る組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>(8) 原子力の安全とそれ以外の事項において、意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。</p> <p>5 保安に係る組織は、健全な安全文化を育成し、維持する。</p> <p>6 保安に係る組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスを管理する。</p> <p>7 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源を適切に配分する。</p> <p>2.2 保安品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立するために必要な以下の文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 当社の品質マネジメントシステム全体を規定した文書(以下、「品質保証マニュアル」という。)[一次文書]</p> <p>(3) 本規定が要求する手順及び実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理を規定した文書(以下、「保安品質保証計画書」という。)&及び記録 [二次文書]</p> <p>(4) 保安活動のプロセスの有効な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した手順書、指示書、図面等(以下、「手順書等」という。)&及び記録 [三次文書]</p>	<p>使用許可申請書(本文)</p>	<p>(4) 当社は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>(a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定める。</p> <p>(b) プロセスの順序及び相互の関係を明確に定める。</p> <p>(c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な当社の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。</p> <p>(d) プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)</p> <p>(e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合を除く。</p> <p>(f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を実施する。</p> <p>(g) プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>(h) 原子力の安全とそれ以外の事項において、意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。</p> <p>(5) 当社は、健全な安全文化を育成し、維持する。</p> <p>(6) 当社は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスを管理する。</p> <p>(7) 当社は、保安活動の重要度に応じて、資源を適切に配分する。</p> <p>2. 保安品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>1) 当社は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立するために必要な以下の文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>(a) 品質方針及び品質目標</p> <p>(b) 保安品質マネジメントシステムを規定する文書(以下、「保安品質マニュアル」という。)</p> <p>(c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理に必要な文書</p> <p>(d) 品質規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下、「手順書等」という。)</p>
<p>2.3 保安品質マニュアル</p> <p>保安に係る組織は、保安品質マニュアルとして保安品質保証計画書を作成し、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>(3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互の関係</p> <p>2.4 文書の管理</p> <p>保安に係る組織は、保安品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>2 保安に係る組織は、要員が適切な保安品質マネジメント文書が利用できるよう、保安品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <p>(1) 保安品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>(2) 保安品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p> <p>(3) (1)、(2)の審査及び評価には、対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員が参画すること。</p> <p>(4) 保安品質マネジメントシステム文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>(5) 改訂のあった保安品質マネジメント文書を利用する場合は、適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>(6) 保安品質マネジメントシステム文書を読みやすく、容易に内容の把握ができるようにすること。</p> <p>(7) 組織の外部で作成された保安品質マネジメント文書を識別し、配布を管理すること。</p> <p>(8) 廃止した保安品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合、当該文書を保持するときは、これを識別し、管理すること。</p>	<p>使用許可申請書(本文)</p>	<p>3. 保安品質マニュアル</p> <p>当社は、保安品質マニュアルとして保安品質保証計画書を作成し、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>(3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互の関係</p> <p>4. 文書の管理</p> <p>(1) 当社は、保安品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>(2) 当社は、要員が適切な保安品質マネジメント文書が利用できるよう、保安品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <p>(a) 保安品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>(b) 保安品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p> <p>(c) 保安品質マネジメント文書の前2号の審査及び前号の評価には、対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員が参画すること。</p> <p>(d) 保安品質マネジメントシステム文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>(e) 改訂のあった保安品質マネジメント文書を利用する場合は、適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>(f) 保安品質マネジメント文書を読みやすく、容易に内容の把握ができるようにすること。</p> <p>(g) 組織の外部で作成された保安品質マネジメント文書を識別し、配布を管理すること。</p> <p>(h) 廃止した保安品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合、当該文書を保持するときは、これを識別し、管理すること。</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類(核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>2.5 記録の管理 保安に係る組織は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にするとともに、当該記録を読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索できるように作成し、保安活動の重要度に応じて管理する。 2 保安に係る組織は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関する管理方法を定めた手順書を作成する。</p> <p>3. 経営責任者等の責任 3.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任をもって保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともにその実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。 (1) 品質方針を定める。 (2) 品質目標が定められているようにする。 (3) 要員が健全な安全文化を育成し、維持することに貢献できるようにする。 (4) マネジメントレビューを実施する。 (5) 資源が利用できる体制を確保する。 (6) 関係法令を遵守すること、その他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。 (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。 (8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>3.2 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定に当たり、機器及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由(例えばコストや工期等)により損なわれないようにする。</p> <p>3.3 保安品質方針 社長は、次に掲げる事項に適合した品質方針を確立し、維持する。 (1) 組織の目的及び状況に対して適切なものである(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)こと。 (2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任をもって関与すること。 (3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 (4) 要員に周知され、理解されていること。 (5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任をもって関与すること。</p>		<p>5. 記録の管理 (1) 当社は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にするとともに、当該記録を読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索できるように作成し、保安活動の重要度に応じて管理する。 (2) 当社は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関する管理方法を定めた手順書を作成する。</p> <p>第3章 経営責任者等の責任 1. 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任をもって保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。 (1) 品質方針を定める。 (2) 品質目標が定められているようにする。 (3) 要員が健全な安全文化を育成し、維持することに貢献できるようにする。 (4) マネジメントレビューを実施する。 (5) 資源が利用できる体制を確保する。 (6) 関係法令を遵守すること、その他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。 (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。 (8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>2. 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>3. 保安品質方針 社長は、次に掲げる事項に適合した保安品質方針を確立し、維持する。 (1) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。 (2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任をもって関与すること。 (3) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 (4) 要員に周知され、理解されていること。 (5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任をもって関与すること。</p>
<p>3.4 保安品質目標 社長は、保安活動に係る部門において、保安品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められていることを確実にする。 2 社長は、保安品質目標がその達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>3.5 保安品質マネジメントシステムの計画 社長は、保安品質マネジメントシステムが第9条の3の2.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。 2 社長は保安品質マネジメントシステムの変更(プロセス及び組織等の変更を含む。)が計画され、実施される場合には当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持する。この場合は、保安活動の重要度に応じて次の事項を適切に考慮する。 (1) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき実施した措置を含む。) (2) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持 (3) 資源の利用可能性 (4) 責任及び権限の割当て</p> <p>3.6 責任及び権限 社長は、社内各部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任(担当業務に応じて、組織内外に対して保安活動の内容について説明する責任を含む。)をもって業務を遂行できるようにする。</p>		<p>4. 保安品質目標 (1) 社長は、保安活動に係る部門において、保安品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。 (2) 社長は、保安品質目標がその達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>5. 保安品質マネジメントシステムの計画 (1) 社長は、保安品質マネジメントシステムが第2章第1項「保安品質マネジメントシステムに係る要求事項」の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。 (2) 社長は保安品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には当該保安品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持する。この場合は、保安活動の重要度に応じて次の事項を適切に考慮する。 (a) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 (b) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持 (c) 資源の利用可能性 (d) 責任及び権限の割当て</p> <p>6. 責任及び権限 社長は、社内各部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任をもって業務を遂行できるようにする。</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>3.7 保安品質保証責任者 社長は、技術推進・品質保証部長を保安品質保証責任者(保安品質マネジメントシステム管理者)として選任し、保安品質マネジメントに係る業務を統括させるとともに、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 (1) プロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。 (2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。 (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 (4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>3.8 管理者 社長は、次に掲げる業務を管理監督する部門長(管理者)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 (1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。 (2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 (3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 (4) 健全な安全文化を育成し、維持すること。 (5) 関係法令を遵守すること。 2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 (1) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 (2) 要員が原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。 (3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 (4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が積極的に当施設設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 (5) 要員が積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>3.9 組織の内部の情報の伝達 社長は、保安に係る組織内部の情報が適切に伝達される仕組みを確立するとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p>		<p>7. 保安品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、保安品質マネジメントシステム管理責任者として保安品質保証責任者を選任し、保安品質保証に係る業務を統括させるとともに、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 (1) プロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。 (2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。 (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 (4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>8. 管理者 (1) 社長は次に掲げる業務を管理監督する部門長(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 (a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 (b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 (c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 (d) 健全な安全文化を育成し、維持すること。 (e) 関係法令を遵守すること。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 (a) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 (b) 要員が原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。 (c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 (d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が積極的に当施設設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 (e) 要員が積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>9. 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織内部の情報が適切に伝達される仕組みを確立するとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p>
<p>3.10 マネジメントレビュー 社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を実施するため、保安品質マネジメントシステムの評価(以下、「マネジメントレビュー」という。)をあらかじめ定められた間隔で行う。 2 保安品質保証責任者は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる事項を報告する。 (1) 内部監査の結果 (2) 組織の外部の者の意見 (3) プロセスの運用状況 (4) 使用前検査並びに自主検査等(以下「使用前検査等」という。)の結果 (5) 品質目標の達成状況 (6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況 (7) 関係法令の遵守状況 (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて実施した措置 (10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす恐れのある変更 (11) 部門又は要員からの改善のための提案 (12) 資源の妥当性 (13) 保安活動の改善のために実施した措置の実効性</p>		<p>10. マネジメントレビュー 社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を実施するため、保安品質マネジメントシステムの評価(以下、「マネジメントレビュー」という。)をあらかじめ定められた間隔で行う。 11. マネジメントレビューに用いる情報 当社は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。 (1) 内部監査の結果 (2) 組織の外部の者の意見 (3) プロセスの運用状況 (4) 使用前検査並びに自主検査等の結果 (5) 保安品質目標の達成状況 (6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況 (7) 関係法令の遵守状況 (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて実施した措置 (10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす恐れのある変更 (11) 部門又は要員からの改善のための提案 (12) 資源の妥当性 (13) 保安活動の改善のために実施した措置の実効性</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>3 社長は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項を決定する。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>(2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>(3) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>(4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>(5) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>4 保安品質保証責任者は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>5 保安に係る組織は、マネジメントレビューの結果を受けて決定した事項について、必要な措置を実施する。</p> <p>4. 資源の管理</p> <p>4.1 資源の管理</p> <p>当社は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>4.2 要員の力量の確保及び教育計画</p> <p>当社は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下、「力量」という。)が実証されたものを要員とする。</p> <p>2 管理者は要員の力量を確保するため保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 要員に必要な力量を明確に定めること</p> <p>(2) 要員の力量確保のために教育訓練、その他の措置を実施すること。</p> <p>(3) 要員の力量確保のための教育訓練、その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>(4) 要員が自らの個別業務の実施について、以下の事項を認識しているようにすること。</p> <p>ア、品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>イ、品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>ウ、原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>(5) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、管理する。</p>	<p>12. マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 当社は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項を決定する。</p> <p>(a) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>(b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>(c) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>(d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>(e) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 当社は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 当社は、マネジメントレビューの結果を受けて決定した事項について、必要な措置を実施する。</p> <p>第4章 資源の管理</p> <p>1. 資源の確保</p> <p>当社は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>2. 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 当社は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下、「力量」という。)が実証されたものを要員とする。</p> <p>(2) 当社は要員の力量を確保するため、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(a) 要員に必要な力量を明確に定めること。</p> <p>(b) 要員の力量確保のために教育訓練、その他の措置を実施すること。</p> <p>(c) 要員の力量確保のための教育訓練、その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>(d) 要員が自らの個別業務の実施について、以下の事項を認識しているようにすること。</p> <p>ア、保安品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>イ、保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>ウ、原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>(3) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、管理する。</p>	<p>12. マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 当社は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項を決定する。</p> <p>(a) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>(b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>(c) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>(d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>(e) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 当社は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 当社は、マネジメントレビューの結果を受けて決定した事項について、必要な措置を実施する。</p> <p>第4章 資源の管理</p> <p>1. 資源の確保</p> <p>当社は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>2. 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 当社は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下、「力量」という。)が実証されたものを要員とする。</p> <p>(2) 当社は要員の力量を確保するため、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(a) 要員に必要な力量を明確に定めること。</p> <p>(b) 要員の力量確保のために教育訓練、その他の措置を実施すること。</p> <p>(c) 要員の力量確保のための教育訓練、その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>(d) 要員が自らの個別業務の実施について、以下の事項を認識しているようにすること。</p> <p>ア、保安品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>イ、保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>ウ、原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>(3) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、管理する。</p>
<p>5. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>5.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>管理者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともにそのプロセスを確立する。</p> <p>2 管理者は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>3 管理者は、個別業務に関する計画(以下、「個別業務計画」という。)の策定または変更に当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>(2) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>(3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>(4) 使用前検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下、「合否判定基準」という。)</p> <p>(5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>4 管理者は、個別業務の作業方法に適した個別業務計画を策定する。</p> <p>5.2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>管理者は、個別業務等要求事項として次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 組織の外部の者は明示していないものの、機器または個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) (1),(2)項のほか、保安に係る組織が必要とする要求事項</p>	<p>5. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>1. 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 当社は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともにそのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 当社は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(3) 当社は、個別業務に関する計画(以下、「個別業務計画」という。)の策定または変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>(b) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>(c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源</p> <p>(d) 使用前検査、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下、「合否判定基準」という。)</p> <p>(e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 当社は、個別業務の作業方法に適した個別業務計画を策定する。</p> <p>2. 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>当社は、個別業務等要求事項として次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 組織の外部の者は明示していないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) (1),(2)のほか、当社が必要とする要求事項</p>	<p>5. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>1. 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 当社は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともにそのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 当社は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(3) 当社は、個別業務に関する計画(以下、「個別業務計画」という。)の策定または変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>(b) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>(c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源</p> <p>(d) 使用前検査、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下、「合否判定基準」という。)</p> <p>(e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 当社は、個別業務の作業方法に適した個別業務計画を策定する。</p> <p>2. 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>当社は、個別業務等要求事項として次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 組織の外部の者は明示していないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) (1),(2)のほか、当社が必要とする要求事項</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>5.3 個別業務等要求事項の審査 管理者は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>2 管理者は、個別業務等要求事項の審査に当たり、次に掲げる事項を確認する。 (1) 当該個別業務等要求事項が定められていること。 (2) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合は、その相違点が解明されていること。 (3) 保安に係る組織があらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>3 管理者は個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>4 管理者は、個別業務等要求事項が変更された場合は、関連する文書を改訂するとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>5.4 組織の外部の者との情報の伝達等 保安に係る組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を定め、これを実施する。</p> <p>5.5 個別業務の管理 管理者は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないものを除く。)に適合するように実施する。 (1) 当施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。 (5) 7.4の「プロセスの監視測定」の規定に基づき監視測定を実施していること。 (6) プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>5.6 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 管理者は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合は、妥当性確認を行う。</p> <p>2 管理者は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを妥当性確認により実証する。</p> <p>3 管理者は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する。</p> <p>4 管理者は第1項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないものを除く。)を明確にする。 (1) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 (2) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法 (3) 妥当性確認の方法</p> <p>5.7 識別管理 管理者は、個別業務計画及び個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p>	<p>3. 個別業務等要求事項の審査 (1) 当社は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ個別業務等要求事項の審査を実施する。 (2) 当社は、個別業務等要求事項の審査に当たり、次に掲げる事項を確認する。 (a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。 (b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合は、その相違点が解明されていること。 (c) 当社があらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。 (3) 当社は、個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>4 当社は、個別業務等要求事項が変更された場合は、関連する文書を改訂するとともに、関連する要員に対し、変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>4. 組織の外部の者との情報の伝達等 当社は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を定め、これを実施する。</p> <p>15. 個別業務の管理 当社は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないものと認められるものを除く。)に適合するように実施する。 (1) 当施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。 (5) 第6章第4項「プロセスの監視測定」の規定に基づき監視測定を実施していること。 (6) プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>16. 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (1) 当社は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合は、妥当性確認を行う。 (2) 当社は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを妥当性確認により実証する。 (3) 当社は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する。 (4) 当社は、妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないものを除く。)を明確にする。 (a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 (b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法 (c) 妥当性確認の方法</p> <p>17. 識別管理 当社は、個別業務計画及び個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p>	<p>3. 個別業務等要求事項の審査 (1) 当社は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ個別業務等要求事項の審査を実施する。 (2) 当社は、個別業務等要求事項の審査に当たり、次に掲げる事項を確認する。 (a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。 (b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合は、その相違点が解明されていること。 (c) 当社があらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。 (3) 当社は、個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>4. 組織の外部の者との情報の伝達等 当社は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を定め、これを実施する。</p> <p>15. 個別業務の管理 当社は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないものと認められるものを除く。)に適合するように実施する。 (1) 当施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。 (5) 第6章第4項「プロセスの監視測定」の規定に基づき監視測定を実施していること。 (6) プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>16. 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (1) 当社は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合は、妥当性確認を行う。 (2) 当社は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを妥当性確認により実証する。 (3) 当社は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する。 (4) 当社は、妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないものを除く。)を明確にする。 (a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 (b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法 (c) 妥当性確認の方法</p> <p>17. 識別管理 当社は、個別業務計画及び個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p>
<p>6. 設計開発及び調達プロセス 6.1 設計開発計画 管理者は、設計開発(当施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(設計開発計画)を策定するとともに設計開発を管理する。</p> <p>2 管理者は、設計開発計画の策定において、次の事項を明確にする。 (1) 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 (2) 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法並びに管理体制 (3) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 (4) 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>3 管理者は、実効性のある情報伝達並びに責任と権限の明確な割り当てがなされるよう、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>4 管理者は、策定された設計開発計画を設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p>		<p>5. 設計開発計画 (1) 当社は、設計開発(当施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに設計開発を管理する。 (2) 当社は、設計開発計画の策定において、次の事項を明確にする。 (a) 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 (b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 (c) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 (d) 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>3 当社は、実効性のある情報の伝達並びに責任と権限の明確な割り当てがなされるよう、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>4 当社は、策定された設計開発計画を設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>6.2 設計開発に用いる情報 管理者は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる次に掲げる情報を明確に定め、当該情報に係る記録を作成し、管理する。 (1) 機能及び性能に係る要求事項 (2) 従前の類似設計開発から得られた情報で、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの (3) 関係法令 (4) その他設計開発に必要な要求事項 2 管理者は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>6.3 設計開発の結果に係る情報 管理者は、設計開発の結果に係る情報を設計開発に用いた情報と対比して検証できる形式により管理する。 2 管理者は、設計開発の次のプロセスに進む前に、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。 3 管理者は、設計開発の結果に係る情報を次に掲げる事項に適合するものとする。 (1) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合する。 (2) 調達、機器等の仕様及び個別業務実施のために適切な情報を提供する。 (3) 合否判定基準を含むものとする。 (4) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性を明確にする。</p> <p>6.4 設計開発のレビュー 管理者は、設計開発の適切な段階で、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下、「設計開発レビュー」という。)を実施する。 (1) 設計開発の結果が個別業務等要求事項を満たすことができるかどうか評価すること。 (2) 設計開発に問題がある場合は、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 2 管理者は、設計開発レビューに当該設計開発レビューの対象となっている設計開発に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。 3 管理者は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>6.5 設計開発の検証 管理者は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合していることを確実にするため、設計開発計画に従って検証を実施する。 2 管理者は、検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。 3 管理者は、当該設計開発を行った要員に第1項の検証をさせてはならない。</p> <p>6.6 設計開発の妥当性確認 管理者は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するため、設計開発計画に従って妥当性確認を実施する。 2 管理者は、設計開発に該当する機器等の使用または個別業務の実施の前に妥当性確認を完了する。 3 管理者は、妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。</p>	<p>6. 設計開発に用いる情報 (1) 当社は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる次に掲げる情報を明確に定め、当該情報に係る記録を作成し、管理する。 (a) 機能及び性能に係る要求事項 (b) 従前の類似設計開発から得られた情報で、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの (c) 関係法令 (d) その他設計開発に必要な要求事項 (2) 当社は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7. 設計開発の結果に係る情報 (1) 当社は、設計開発の結果に係る情報を設計開発に用いた情報と対比して検証できる形式により管理する。 (2) 当社は、設計開発の次のプロセスに進む前に、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。 (3) 当社は、設計開発の結果に係る情報を次に掲げる事項に適合するものとする。 (a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。 (b) 調達、機器等の使用及び個別業務実施のために適切な情報を提供するものであること。 (c) 合否判定基準を含むものであること。 (d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>8. 設計開発レビュー (1) 当社は、設計開発の適切な段階で、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下、「設計開発レビュー」という。)を実施する。 (a) 設計開発の結果が個別業務等要求事項を満たすことができるかどうか評価すること。 (b) 設計開発に問題がある場合は、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 (2) 当社は、設計開発レビューに当該設計開発レビューの対象となっている設計開発に関連する部門の管理者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。 (3) 当社は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>9. 設計開発の検証 (1) 当社は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合していることを確実にするため、設計開発計画に従って検証を実施する。 (2) 当社は、検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。 (3) 設計開発の検証は当該設計開発を行った要員以外の者が実施する。</p> <p>10. 設計開発の妥当性確認 (1) 当社は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するため、設計開発計画に従って妥当性確認を実施する。 (2) 当社は、設計開発に該当する機器等の使用又は個別業務の実施の前に妥当性確認を完了する。 (3) 当社は、妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。</p>	<p>6. 設計開発に用いる情報 (1) 当社は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる次に掲げる情報を明確に定め、当該情報に係る記録を作成し、管理する。 (a) 機能及び性能に係る要求事項 (b) 従前の類似設計開発から得られた情報で、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの (c) 関係法令 (d) その他設計開発に必要な要求事項 (2) 当社は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7. 設計開発の結果に係る情報 (1) 当社は、設計開発の結果に係る情報を設計開発に用いた情報と対比して検証できる形式により管理する。 (2) 当社は、設計開発の次のプロセスに進む前に、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。 (3) 当社は、設計開発の結果に係る情報を次に掲げる事項に適合するものとする。 (a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。 (b) 調達、機器等の使用及び個別業務実施のために適切な情報を提供するものであること。 (c) 合否判定基準を含むものであること。 (d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>8. 設計開発レビュー (1) 当社は、設計開発の適切な段階で、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下、「設計開発レビュー」という。)を実施する。 (a) 設計開発の結果が個別業務等要求事項を満たすことができるかどうか評価すること。 (b) 設計開発に問題がある場合は、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 (2) 当社は、設計開発レビューに当該設計開発レビューの対象となっている設計開発に関連する部門の管理者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。 (3) 当社は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>9. 設計開発の検証 (1) 当社は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合していることを確実にするため、設計開発計画に従って検証を実施する。 (2) 当社は、検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。 (3) 設計開発の検証は当該設計開発を行った要員以外の者が実施する。</p> <p>10. 設計開発の妥当性確認 (1) 当社は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するため、設計開発計画に従って妥当性確認を実施する。 (2) 当社は、設計開発に該当する機器等の使用又は個別業務の実施の前に妥当性確認を完了する。 (3) 当社は、妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。</p>
<p>6.7 設計開発の変更の管理 管理者は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に関わる記録を作成し、管理する。 2 管理者は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ設計変更の審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。 3 管理者は、設計開発の変更に係る審査において、当該変更が当施設に及ぼす影響の評価(当施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む)を行う。 4 管理者は、設計変更の審査、検証および妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。</p>		<p>11. 設計開発の変更の管理 (1) 当社は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に関わる記録を作成し、管理する。 (2) 当社は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ設計変更の審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。 (3) 当社は、設計開発の変更に係る審査において、当該変更が当施設に及ぼす影響の評価(当施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む)を行う。 (4) 当社は、設計変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>6.8 調達プロセス 管理者は、調達する物品または役務(以下、「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下、「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。 2 管理者は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等の管理方法及び程度を定める。なお、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入力し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を定める。 3 管理者は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠に調達物品等の供給者を評価し、選定する。 4 管理者は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。 5 管理者は、調達物品等の供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。 6 管理者は、調達物品等の調達に当たり、個別業務計画において適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後の維持または運用に必要な技術情報の取得及び当該情報を他の原子力事業者と共有するために必要な措置に関する事項を含む)を定める。</p> <p>6.9 調達物品等要求事項 管理者は、次に掲げる調達物品等要求事項の内、該当する事項を調達情報に含める。 (1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 (2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 (3) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 (4) 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 (5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、維持するために必要な要求事項 (6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 (7) その他調達物品等に必要な要求事項 2 管理者は、調達物品等要求事項として、当社が調達物品等の供給者の工場等において使用前検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場への立入に関することを含める。 3 管理者は、調達物品等の供給者に対し、調達物品等に関する情報を提供する場合、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。 4 管理者は、調達物品等を受領する場合、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>6.10 調達物品等の検証 管理者は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを検証する方法を定め、検証を実施する。 2 管理者は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施する場合は、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定方法について、調達物品等要求事項の中で定める。</p> <p>6.11 トレーサビリティの確保 管理者は、トレーサビリティの確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等又は個別業務を識別し、これを記録し、管理する。</p> <p>6.12 組織の外部の者の物品の管理 管理者は、顧客または外部提供者の所有物を所持している場合は、必要に応じ記録を作成し、管理する。</p> <p>6.13 調達物品の管理 管理者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱、包装、保管および保護を含む。)する。</p>		<p>12. 調達プロセス (1) 当社は、調達する物品又は役務(以下、「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下、「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。 (2) 当社は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等の管理方法及び程度を定める。なお、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入力し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を定める。 (3) 当社は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠に調達物品等の供給者を評価し、選定する。 (4) 当社は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。 (5) 当社は、調達物品等の供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。 (6) 当社は、調達物品等の調達に当たり、個別業務計画において適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後の維持又は運用に必要な技術情報の取得及び当該情報を他の原子力事業者と共有するために必要な措置に関する事項を含む)を定める。</p> <p>13. 調達物品等要求事項 (1) 当社は、次に掲げる調達物品等要求事項の内、該当する事項を調達情報に含める。 (a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 (b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 (c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 (d) 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 (e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、維持するために必要な要求事項 (f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 (g) その他調達物品等に必要な要求事項 (2) 当社は、調達物品等要求事項として、当社が調達物品等の供給者の工場等において使用前検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場への立入に関することを含める。 (3) 当社は、調達物品等の供給者に対し、調達物品等に関する情報を提供する場合、あらかじめ当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。 (4) 当社は、調達物品等を受領する場合、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>14. 調達物品等の検証 (1) 当社は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを検証する方法を定め、検証を実施する。 (2) 当社は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施する場合は、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定方法について、調達物品等要求事項の中で定める。</p> <p>18. トレーサビリティの確保 当社は、トレーサビリティの確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等又は個別業務を識別し、これを記録し、管理する。</p> <p>19. 組織の外部の者の物品の管理 当社は、顧客又は外部提供者の所有物を所持している場合は、必要に応じ、記録を作成し、管理する。</p> <p>20. 調達物品の管理 当社は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱、包装、保管及び保護を含む)する。</p>
<p>6.14 監視測定のための設備の管理 管理者は、機器等又は個別業務等の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を定める。 2 管理者は、実施可能でかつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で監視測定を実施する。 3 管理者は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を次に掲げる事項に適合するものとする。 (1) 定められた間隔または使用の前に計量標準まで追跡可能な方法(当該計量標準が存在しない場合は、校正または検証の根拠を記録する方法)により、校正または検証がされていること。 (2) 校正の状態が明確に識別されていること。 (3) 所要の調整がされていること。 (4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (5) 取扱、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p>		<p>21. 監視測定のための設備の管理 (1) 当社は、機器等又は個別業務等の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を定める。 (2) 監視測定は、実施可能でかつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 (3) 当社は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を次に掲げる事項に適合するものとする。 (a) あらかじめ定められた間隔、又は使用の前に計量標準まで追跡可能な方法(当該計量標準が存在しない場合は、校正または検証の根拠を記録する方法)により、校正または検証がされていること。 (b) 校正の状態が明確に識別されていること。 (c) 所要の調整がされていること。 (d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 (e) 取扱、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>4 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合、管理者は、それまでの監視測定の結果の妥当性を評価し、記録する。</p> <p>5 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合、管理者は、当該監視測定のための設備及びその不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を実施する。</p> <p>6 管理者は、監視測定のための設備の構成及び検証の結果の記録を作成し、管理する。</p> <p>7 管理者は、監視測定においてソフトウェアを使用するときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>7. 評価及び改善 7.1 監視測定、分析、評価及び改善 保安品質保証責任者は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。 2 保安品質保証責任者は、要員が監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>7.2 組織の外部の者の意見 保安に係る組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。外部の者からの意見の把握には、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の品証活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘の把握等が含まれる。 2 組織の外部の者の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>7.3 内部監査 保安品質保証責任者は、保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するため、保安活動の重要度に応じてあらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う体制により、内部監査を実施する。 (1) 品管規則に基づく保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 実効性のある実施及び実効性の維持 2 保安品質保証責任者は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。 3 保安品質保証責任者は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下、「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して、内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下、「内部監査実施計画」という。)を策定し、実施することにより、内部監査の実効性を維持する。 4 保安品質保証責任者は、内部監査を行う要員(以下、「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。 5 保安品質保証責任者は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査を実施させない。 6 社長は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。 7 保安品質保証責任者は、内部監査の対象に選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。 8 保安品質保証責任者は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p>		<p>(4) 当社は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合は、それまでの監視測定の結果の妥当性を評価し、記録する。</p> <p>(5) 当社は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合は、当該監視測定のための設備及びその不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を実施する。</p> <p>(6) 当社は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する。</p> <p>(7) 当社は、監視測定においてソフトウェアを使用するときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>第6章 評価及び改善 1. 監視測定、分析、評価及び改善 (1) 当社は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。 (2) 当社は、要員が監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>2. 組織の外部の者の意見 (1) 当社は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (2) 組織の外部の者の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を定める。</p> <p>3. 内部監査 (1) 当社は、保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するため、保安活動の重要度に応じてあらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う体制により、内部監査を実施する。 (a) 品管規則に基づく保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (b) 実効性のある実施及び実効性の維持 (2) 当社は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。 (3) 当社は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下、「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して、内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下、「内部監査実施計画」という。)を策定し、実施することにより、内部監査の実効性を維持する。 (4) 当社は、内部監査を行う要員(以下、「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。 (5) 当社は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査を実施させない。 (6) 当社は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。 (7) 当社は、内部監査の対象に選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。 (8) 当社は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を実施させるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p>
<p>7.4 プロセスの監視測定 管理者は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法で実施する。監視測定の方法には、監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。</p> <p>2 管理者は、プロセスの監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>3 管理者は、第1項の方法によりプロセスが、保安品質マネジメントシステムの計画及び個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>4 管理者は、プロセスの監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために必要な措置を実施する。</p> <p>5 管理者は、保安品質マネジメントシステムの計画及び個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができない場合又はその恐れがある場合は、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、適切な措置を実施する。</p>		<p>4. プロセスの監視測定 (1) 当社は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法で実施する。 (2) 当社は、プロセスの監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。 (3) 当社は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスが、保安品質マネジメントシステムの計画及び個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができることを実証する。 (4) 当社は、プロセスの監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために必要な措置を実施する。 (5) 当社は、保安品質マネジメントシステムの計画及び個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができない場合、又はその恐れがある場合は、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、適切な措置を実施する。</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>7.5 機器等の検査等 管理者は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前検査等を実施する。 2 管理者は、使用前検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、管理する。 3 管理者は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、管理する。 4 管理者は、個別業務計画に基づく使用前検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。 5 保安品質保証責任者は、保安活動の重要度に応じて、使用前検査等の独立性(使用前検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。 6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替える。</p> <p>7.6 不適合の管理 管理者は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることが無いよう、当該機器等又は個別業務を特定し、管理する。 2 保安品質保証責任者は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。 3 管理者は、次に掲げるいずれかの方法により、不適合を処理する。 (1) 発見された不適合を除去するための措置を実施すること。 (2) 不適合についてあらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行う(以下、「特別採用」という。)こと。 (3) 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を実施すること。 (4) 機器等の使用または、個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または、起こり得る影響に応じて適切な措置を実施すること。 4 管理者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して実施した措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、管理する。 5 管理者は、不適合を除去するための措置を実施した場合は、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。 6 保安に係る組織は、当施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「保安品質保証計画書」に定める不適合の公開基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>7.7 データの分析及び評価 保安品質保証責任者は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果からのデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む)を収集し、分析する。 2 保安品質保証責任者は、データの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。 (1) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴、その他分析により得られる知見 (2) 個別業務等要求事項への適合性 (3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (4) 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>7.8 継続的な改善 保安品質保証責任者は、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うため、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて、改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施、その他の措置を実施する。</p>		<p>5. 機器等の検査等 (1) 当社は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前検査並びに自主検査等を実施する。 (2) 当社は、使用前検査又は自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、管理する。 (3) 当社は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、管理する。 (4) 当社は、個別業務計画に基づく使用前検査並びに自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。 (5) 当社は、保安活動の重要度に応じて、使用前検査等の独立性(使用前検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前検査の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。 (6) 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替える。</p> <p>6. 不適合の管理 (1) 当社は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることが無いよう、当該機器等又は個別業務を特定し、管理する。 (2) 当社は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。 (3) 当社は、次に掲げるいずれかの方法により、不適合を処理する。 (a) 発見された不適合を除去するための措置を実施すること。 (b) 不適合についてあらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う(以下、「特別採用」という。)こと。 (c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を実施すること。 (d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を実施すること。 (4) 当社は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して実施した措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、管理する。 (5) 当社は、不適合を除去するための措置を実施した場合は、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>7. データの分析及び評価 (1) 当社は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果からのデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む)を収集し、分析する。 (2) 当社は、データの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。 (a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴、その他分析により得られる知見 (b) 個別業務等要求事項への適合性 (c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。) (d) 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8. 継続的な改善 当社は、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うため、保安品質方針及び保安品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて、改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施、その他の措置を実施する。</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>7.9 是正処置等 管理者は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、適切な是正処置を実施する。 (1) 是正処置を実施する必要性について、次の手順により評価を行う。 ア、不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化 イ、類似の不適合その他の事象の有無または当該類似不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 (2) 必要な是正処置を明確にし、実施する。 (3) 実施したすべての是正処置の実効性の評価を行う。 (4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために実施した措置を変更する。 (5) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更する。 (6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関し、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。 (7) 実施したすべての是正処置及びその結果の記録を作成し、管理する。 2 管理者は、前項各号に掲げる事項について手順書等に定める。 3 管理者は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から、類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を実施する。</p> <p>7.10 未然防止処置 保安に係る組織は、原子力施設、その他の施設の運転経験等の知見を収集し、当施設で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を実施する。 (1) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。 (2) 未然防止処置を実施する必要性について評価すること。 (3) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。 (4) 実施した全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。 (5) 実施した全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、管理すること。 2 保安に係る組織は、前項各号に掲げる事項について手順書等に定める。</p>		<p>9. 是正処置等 (1) 当社は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を実施する。 (a) 是正処置を実施する必要性について、以下の手順により評価を行う。 ア、不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化 イ、類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 (b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。 (c) 実施した全ての是正処置の実効性の評価を行う。 (d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために実施した措置を変更する。 (e) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更する。 (f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関し、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。 (g) 実施した全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、管理する。 (2) 当社は、前項各号に掲げる事項について手順書等に定める。 (3) 当社は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から、類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を実施する。</p> <p>10. 未然防止処置 (1) 当社は、原子力施設、その他の施設の運転経験等の知見を収集し、当施設で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を実施する。 (a) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。 (b) 未然防止処置を実施する必要性について評価すること。 (c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。 (d) 実施した全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。 (e) 実施した全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、管理すること。 (2) 当社は、前項各号に掲げる事項について手順書等に定める。</p>
<p>第3章 保安教育 (保安教育の実施方針) 第10条 社長は、安全管理に関する基本方針を年度ごとに作成するとともに、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。</p> <p>(教育訓練) 第11条 試験部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対し、別表第1の2(1)に掲げるところに従い、保安教育を年度ごとに計画する。 2 試験部長は、前項の計画に従い保安教育を実施し、その結果を社長へ報告する。 3 試験部長は、新たに当施設に係る業務に従事する従業員に対し、別表第1の2(2)に掲げるところに従い、保安教育を実施する。 4 試験部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第1の2(3)に掲げる教育を実施する。 5 社長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2(1)第1欄に掲げる保安訓練をそれぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、実施する。 6 試験部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2(2)第1欄に掲げる保安訓練を、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い実施し、その結果を社長へ報告する。なお本訓練は、原子力事業者防災業務計画に基づき、年1回実施する防災訓練と併せて実施することができる。 7 試験部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第2(3)に掲げる保安訓練を実施し、その結果を社長へ報告する。 8 社長は、当該年度の保安教育訓練の結果に基づき、必要な事項を次年度の計画に反映する。(その他の放射線作業従事者への教育訓練) 第12条 試験部長は、請負会社従業員等であって年間請負契約等に基づき当施設に常時立ち入る者に対し、保安教育及び訓練を前条に準じて実施する。</p>		<p>○技術的能力 4.保安教育・訓練 技術的能力の維持・向上を目的に、社長は、安全管理に関する基本方針を年度ごとに作成するとともに、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。保安教育・訓練の詳細については別途保安規定において定める以下の項目について実施する。</p> <p>1. 保安教育 (1) 使用施設に係る業務を行う者の保安教育 ① 保安規定、関連法令及び核燃料物質使用許可申請 ② 使用施設等の構造、性能及び操作 ・安全管理に関する基本的事項 ・施設及び設備に係る事項(付帯施設及び放射線管理設備を除く) ・付帯設備に係る事項 ・放射線管理設備に係る事項 ③ 放射線管理 ④ 核燃料物質等の取扱い(臨界管理を含む) ⑤ 非常時の措置 (2) 放射線業務従事者の指定教育(新たに使用施設等に係る業務に従事する従事者対象) ① 放射線の人体に与える影響 ② 設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い ③ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び関係法令 ④ 核燃料物質使用施設等保安規定 ⑤ 緊急作業要員の教育 ① 緊急作業の方法に関する知識(放射線防護措置の教育含む) ② 緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識 ③ 放射線の人体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識 ④ 関係法令 2. 保安訓練 (1) 総合訓練(非常時の措置についての総合的な訓練) (2) 避難、消火訓練 (3) 緊急作業要員の訓練(緊急作業の方法、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い)</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>第4章 災害の防止上特に管理を必要とする設備の操作</p> <p>(要員の配置) 第13条 試験部長及び安全管理部長は、核燃料物質等の使用等に際して、必要な人員を配置する。</p>		<p>○品質届出 第4章 資源の管理 1. 資源の確保 当社は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、管理する。 (1) 要員 (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (3) 作業環境</p>
<p>(核燃料物質の取扱計画及び報告) 第14条 ホット試験室長は、核燃料物質等を取扱う場合は、あらかじめ取扱計画を作成し、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。 2 ホット試験室長は、前項の取扱計画に基づき、核燃料物質の取扱いを終えた場合は、その旨を試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>		<p>○品質届出 第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 1. 個別業務に必要なプロセスの計画 (1) 当社は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともにそのプロセスを確立する。 (2) 当社は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 (3) 当社は、個別業務に関する計画(以下、「個別業務計画」という。)の策定または変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 (a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 (b) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項 (c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源 (d) 使用前検査、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下、「合否判定基準」という。) (e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p>
<p>(機器操作に係る下部規定等) 第15条 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者と協議の上、安全機能を担保することを目的とし、第9条の3の2.2の規定に基づき、核燃料物質の使用等及び第16条に定める災害の防止上特に管理を必要とする設備・機器の操作に係る作業要領等の制定・改廃を行う。 2 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、前項に基づき、作業要領等の制定・改廃を行った場合、その旨を社長に報告する。</p>		<p>○品質届出 第2章 保安品質マネジメントシステム 2. 保安品質マネジメントシステムの文書化 (1) 当社は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立するために必要な以下の文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (a) 品質方針及び品質目標 (b) 保安品質マネジメントシステムを規定する文書(以下、「保安品質マニュアル」という。) (c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理に必要な文書 (d) 品管規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下、「手順書等」という。)</p>
<p>(災害の防止上特に管理を必要とする設備) 第16条 災害の防止上特に管理を必要とする設備は、別表第3第1欄に掲げるとおりとする。 2 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、前項の設備の機能が監視、点検、検査等により別表第3第2欄のとおり維持されるよう管理する。 3 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、第1項の設備に異常が認められた場合は、直ちに、運転を停止する等応急措置を講じるとともに、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>		<p>○品質届出 第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 1. 個別業務に必要なプロセスの計画 (1) 当社は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともにそのプロセスを確立する。 (2) 当社は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 (3) 当社は、個別業務に関する計画(以下、「個別業務計画」という。)の策定または変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 (a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 (b) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項 (c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源 (d) 使用前検査、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下、「合否判定基準」という。) (e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4) 当社は、個別業務の作業方法に適した個別業務計画を策定する。</p>
<p>(臨界管理) 第17条 試験部長及び安全管理部長は、核燃料物質の使用等に際していかなるときにおいても、臨界に達しないよう管理する。 2 核燃料物質の使用等に係る臨界管理は、管理する区域又は設備区分を設定し、形状管理又は質量管理によりこれを行う。質量管理及び形状管理に係る核的制限は、それぞれ別表第4のとおりとする。 3 試験部長及び安全管理部長は、別表第4に掲げる受入れ先の区域又は設備区分における受入れ後の在庫量が取扱制限以下であることを確認を行う。</p>	<p>2. 使用の目的及び方法 2-2 使用の方法 (中略) なお、臨界安全を確保するために核的制限を行い、いかなる場合でも臨界が起こらないように使用する。 表7-1 核燃料物質の使用等に係る核的制限 (略)</p>	<p>○安全対策書(以下「安対」) 4. 臨界事故 1) 概要 本施設で取り扱う核燃料物質は、質量、形状及び配置の管理を厳密に行い、いかなる場合においても臨界にならない状態で取り扱う。 (以下略)</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>(核燃料物質の使用) 第18条 ホット試験室長は、核燃料物質の使用を使用施設において行わなければならない。 2 ホット試験室長は、第14条に定める核燃料物質の取扱計画のなかで、その使用を開始した後、当該核燃料物質の使用を終了したときは、速やかに貯蔵施設に保管又は廃棄施設に廃棄しなければならない。 3 ホット試験室長は、別表第5に示す年間予定使用量以上の核燃料物質を使用してはならない。 4 ホット試験室長は、当施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示する。</p>	<p>2. 使用の目的及び方法 2-2 使用の方法 (略) 5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (略) 7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備 7-3 使用施設の設備 (略)</p>	<p>○安対 1. 基本的考え方 この障害対策書は、燃料ホットラボ施設(以下「本施設」という。)における放射線の遮蔽、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関して説明するものである。 放射線業務従事者(以下「従事者」と称する。)の外部被ばくによる線量については、放射性物質の取扱場所に重コンクリート、普通コンクリート、鉛、鉄等による遮蔽体を設置することにより、又内部放射線被ばくについては、セル等の負圧管理を行うことにより安全を確保する。 気体廃棄物は、フィルタでろ過後排気筒より排出する。放射性物質濃度は連続的に測定管理して周辺の住民の放射線被曝を防ぐ。 液体廃棄物は、放射性物質濃度を測定し、必要により浄化、希釈した後放出し、周辺の住民の放射線被ばくを防ぐ。 固体廃棄物は、容器に封入して保管する。 放射線管理及び放射性物質を取り扱う作業は、保安規定等に従って行う。</p>
<p>(使用の表示) 第19条 ホット試験室長は、核燃料物質を使用する場合は、当該使用場所に、核燃料物質の種類及び量を表示する。</p>	-	-
<p>第20条 (削除) (設備・機器の操作) 第21条 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、災害の防止上特に管理を必要とする設備を操作する者(以下「操作担当者」という。)を、当該設備・機器を安全に操作する技術能力を有すると認めた放射線業務従事者から指定する。 2 操作担当者以外のものは、災害の防止上特に管理を必要とする設備を操作してはならない。ただし、操作担当者による監督、立会いの下で、その指示を受けて操作を行うときは、この限りでない。</p>	-	<p>○品質届出 第4章 資源の管理 1. 資源の確保 当社は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、管理する。 (1) 要員 (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (3) 作業環境 (4) その他必要な資源 2. 要員の力量の確保及び教育訓練 (1) 当社は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下、「力量」という。)が実証されたものを要員とする。 (2) 当社は要員の力量を確保するため、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 (a) 要員に必要な力量を明確に定めること。 (b) 要員の力量確保のために教育訓練、その他の措置を実施すること。 (c) 要員の力量確保のための教育訓練、その他の措置の実効性を評価すること。 (d) 要員が自らの個別業務の実施について、以下の事項を認識しているようにすること。 ア. 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献 イ. 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 ウ. 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 (3) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、管理する。</p>
<p>(安全装置の作動条件) 第22条 安全装置の作動条件は、別表第6に掲げるとおりとする。 2 ホット試験室長は、前項の安全装置を解除する場合には、保安上必要な措置を講じた上、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。 3 ホット試験室長は、前項の解除を行った場合には、その旨を従業員等に周知する。</p>	-	<p>○安対 7. 誤操作による事故 本施設では、誤操作による事故を想定し、インターロック、警報、通報及びランプ表示の安全システムを設け、異常を即刻感知し事故の発生又は拡大を未然に防止する。</p>
<p>(警報設備の管理) 第23条 警報装置の種類は、別表第7に掲げるとおりとする。 2 放射線モニタの作動条件は、別表第7の2に掲げるとおり、維持・管理する。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備 7-3 使用施設の設備 警報設備 (略)</p>	-
<p>(非定常作業) 第24条 試験部長は、非定常作業であって核燃料物質等を取扱う場合は、あらかじめ作業計画を作成し、保安上必要な措置を講じなければならない。 2 試験部長は、前項の計画及び措置について、あらかじめ安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得るとともに、保安上特に重要なものについては社長の承認を得る。</p>	-	<p>○品質届出 第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 15. 個別業務の管理 当社は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。 (1) 当施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。 (5) 第6章第4項「プロセスの監視測定」の規定に基づき監視測定を実施していること。 (6) プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類(核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>(異常時の措置) 第25条 当施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに試験部長に通報する。ここで、異常時とは、当施設での操作において以下の通常と異なる事態が発生したときをいう。 (1) 操作における作業員の手順間違い (2) 通常運転時における管理範囲の逸脱 (3) 設備・機器の故障 (4) その他、設備・機器の通常と異なる状態 2 試験部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じると共に安全管理部長に報告する。 3 試験部長は、安全管理部長と協力し異常の原因を調査し、当施設の保安のために必要な措置を講じると共に社長及び核燃料取扱主務者に報告する。ただし、報告については、当施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p>		
<p>第5章 放射線管理 (管理区域) 第26条 使用施設等内外部放射線に係る線量、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度又は空気中の放射性物質の濃度が法令に定める値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域とし、管理区域は、別図第2に掲げる区域とする。 2 試験部長は、前項に定める管理区域を、壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p>	<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 7-1 使用施設の位置 使用施設である燃料ホットラボ施設(以下「本施設」という。)は、茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12、ニュークリア・デベロップメント株式会社の敷地内で、材料ホットラボの東側に隣接して設置する。 敷地の西側に隣接して三菱原子燃料株式会社が、敷地の北西約1kmには日本原子力研究開発機構那珂核融合研究所がある。 又、国道6号線及びJR常磐線を隔てて東南約5kmに日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所、同センター核燃料サイクル工学研究所、日本原子力発電株式会社東海発電所等の原子力施設がある。 この敷地は、茨城県那珂郡東海村の北西端に位置し、海拔約30mの高さの平坦な台地であり、敷地周辺に活断層はなく、地すべり・陥没の発生した記録はない。 又、東方の太平洋まで約6km、北方の久慈川まで約2.5kmであり、高潮・津波の記録及び洪水の記録はない。 施設の位置を図7-1に、建物の配置を図7-2に示す。 燃料ホットラボ施設の使用施設(室)としてオペレーションエリア、サービスエリア、アイソレーション室、プール水処理室、前処理室、機器分析室、計数室、第二機器分析室及び保管庫の機材保管エリアを配置する。 燃料ホットラボ施設の平面図を図7-3-1、図7-3-2に、断面図を図7-4-1、図7-4-2に示す。</p>	
<p>(一時管理区域) 第27条 試験部長は、前条第1項に示す区域以外の場所が、核燃料物質等の使用等において、一時的に法令に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場合は、その区域を一時管理区域として設定する。 2 試験部長は、一時管理区域の区画及び区別について、前条第2項に準じて行う。 3 試験部長は、一時管理区域を設定又は解除した場合は、社長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、その旨を従業員等に周知しなければならない。</p>		
<p>(管理区域における特別措置) 第28条 社長は、第26条第1項に定める区域について核燃料物質等の取扱いを休止し、除染等を行い汚染のないことを確認する等の措置を講じることにより、管理区域に該当しないことが明らかなる場所が生じた場合は、安全管理部長、核燃料取扱主務者の意見を求めた上でその区域を一時的に解除することができる。 2 試験部長は、管理区域及び一時管理区域(以下「管理区域」という。)の一部を、放射線防護の観点から立入りあるいは作業を制限する区域(以下「立入・作業制限区域」という。)として設定することができる。 3 試験部長は、第2項に定める立入・作業制限区域について、立入・作業制限の措置として、標識を設けるほか、柵、施設等により他の場所と区別する。 4 試験部長は、第31条第1項第1号及び第2号に定める者(以下「放射線業務従事者等」という。)を立入・作業制限区域に立ち入らせる場合は、あらかじめ放射線防護上の必要な措置を講じる。 5 試験部長は、第2項に定める立入・作業制限区域の設定又はその解除を行った場合は、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、その旨を従業員等に周知する。</p>		<p>○品質届出 第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 15. 個別業務の管理 (前出)</p>
<p>(飲食及び喫煙の禁止) 第29条 試験部長は、管理区域内において飲食及び喫煙をさせてはならない。</p>		

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第30条 周辺監視区域は、別図第3に掲げる区域とする。</p> <p>2 管理部長は、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p>	<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7-1 使用施設の位置 (前出)</p>	
<p>(管理上の人の区分)</p> <p>第31条 管理区域に立ち入る者について、放射線防護上、次の各号に定めるところにより区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者 核燃料物質等の使用、廃棄、運搬、保管又はこれに付随する業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者 前号に定める以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者</p> <p>3 安全管理部長は、放射線業務従事者を指定及び解除する。</p> <p>4 安全管理部長は、一時立入者を指定する。</p> <p>5 安全管理部長は、請負会社従業員等に対し、第2項に定める指定を行う場合は、あらかじめ本人の被ばく歴の報告を提出させ、その内容を確認した後に指定する。</p>		
<p>(管理区域の出入り管理)</p> <p>第32条 安全管理部長は、前条第2項及び第3項により指定された者以外の者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>2 安全管理部長は、一時立入者に、立会者をつけ指示に従わせる。</p> <p>3 安全管理部長は、管理区域に立入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。但し、第3号及び第4号の規定については、汚染の恐れのないことが明らかな区域に立ち入るときはこの限りでない。</p> <p>(1) あらかじめ定められた出入口より出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。</p> <p>(3) 専用の作業着、その他必要な保護具を着用すること。</p> <p>(4) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは除去のための措置をとること。</p> <p>(5) 業務上必要でない物品を持ち込まないこと。</p> <p>(管理区域外への物品の持出)</p> <p>第33条 放射線管理グループ長は、管理区域から物品(核燃料物質を除く。)を持ち出す場合は、その物品の表面密度が、別表第8(1)に掲げる値以下であることを確認する。</p> <p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第34条 ホット試験室長は、管理区域内で有意な放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う場合、作業による線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、作業区域の放射線環境に応じた作業方法を記載した放射線作業計画を作成し、その実施にあたっては、計画に記載した放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>2 核燃料取扱主務者は、作業計画の作成及び実施に際し、指導・助言を行う。</p>		<p>○障対</p> <p>8. 放射線管理</p> <p>8. 1 概要</p> <p>本施設においては、従事者等の放射線による被ばく量が法令で定める線量限度を超えないように監視するとともに不必要な被ばくを避け、各人の被曝をできるだけ低く保つため以下のような放射線管理を行う。</p> <p>8. 2 管理区域の管理</p> <p>管理区域の線量、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)、空气中放射性物質濃度等は、次により測定監視する。</p> <p>1) 線量の測定</p> <p>特定位置の線量は、ガンマ線エリアモニタにより連続監視する。</p> <p>その他必要箇所の線量は、サーベイメータにより定期的又は必要に応じて測定する。</p> <p>2) 表面密度の測定</p> <p>表面密度検査用サーベイメータ又はスマヤ法により各作業場所を定期的に測定する。</p> <p>又、表面汚染を生じたとき又は恐れのあるときは、随時測定する。</p> <p>管理区域の出入口には、ハンドフットクロスモニタ及び表面密度検査用サーベイメータを配置し、管理区域から退出する従事者等の身体、衣服及び持ち出し物品の表面密度を測定する。</p> <p>3) 空气中放射性物質濃度の測定</p> <p>管理区域内各所に設置したエアスニファ装置により空气中の塵埃を捕集し測定する。</p> <p>又、空気汚染の発生する恐れがあると予想される作業場所に室内ダストモニタを配置し連続測定監視する。</p> <p>4) 廃液中の放射性物質濃度の測定</p> <p>廃液貯溜槽の廃液に含まれる放射性物質の濃度は、サンプリングし計数室のフードで前処理を行い測定する。</p> <p>5) プール水中の放射性物質濃度の測定</p> <p>プール水中の放射性物質の濃度は、定期的にサンプリングし計数室のフードで前処理を行い測定する。</p> <p>さらに燃料の受入及び取扱時は、その都度サンプリングし計数室のフードで前処理を行い測定する。</p> <p>8. 3 排気及び廃水の管理</p> <p>施設外へ放出する気体排気物の放射性物質濃度は、排気ダスト・ガスモニタにより連続監視する。</p> <p>液体廃棄物は、排水に先立ち廃水のサンプリングをし放射性物質濃度を測定する。</p> <p>8. 4 従事者等の被ばく管理</p> <p>従事者等の外部被曝については、熱蛍光線量計及び作業内容に応じて、ポケット線量計、警報付線量計等の放射線測定器を使用し、定期的又は必要に応じ測定評価する。</p> <p>放射性物質を体内に摂取する恐れのある作業に従事する従事者に対しては、定期的又は必要に応じて尿検査及び空气中放射性物質濃度測定結果等により内部被ばくによる線量を評価する。</p> <p>8. 5 環境管理</p> <p>周辺監視区域付近の線量は、定期的に測定する。</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>(仕掛品の措置)</p> <p>第34条の2 ホット試験室長は、管理区域内の作業で発生した排出しようとする核燃料物質によって汚染された固体状のもの(以下「仕掛品」という。)について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 作業で発生した仕掛品を、不燃性、可燃性に区分し、必要に応じて解体し汚染の広がりを防止する措置を講じ、作業中は使用施設内の金属製容器に収納する。作業終了後に廃棄物詰替室又はプールに移送する。</p> <p>(2) 仕掛品が大型機械等であって、これを金属製容器に収納することが著しく困難な場合には、汚染の広がりを防止するための特別な措置を講じ、保管庫の廃棄物保管エリア又は第2保管庫に移送する。</p> <p>(3) 使用済排気フィルタを、必要に応じて解体し汚染の広がりを防止する措置を講じ、廃棄物詰替室に移送するか、若しくは、専用の金属製容器に封入し、直接保管庫の廃棄物保管エリア又は第2保管庫に移送する。</p>		<p>○障対</p> <p>7. 固体廃棄物の管理</p> <p>7.1 概要</p> <p>本施設で発生する放射性固体廃棄物は、低レベル(A)及び低レベル(B)に分類し、プール水中、保管庫の廃棄物保管エリア及び第2保管庫で保管する。</p> <p>低レベル(A)は、200廃棄物容器の表面の線量が2mSv/h以上のもの、低レベル(B)は、表面の線量が2mSv/h以下のものとする。</p> <p>固体廃棄物処理系統図を障因図7-1に示す。</p> <p>7.2 年間発生量及び処理設備の能力</p> <p>1) 固体廃棄物の発生量</p> <p>本施設における固体廃棄物の年間発生予想量は、次の通りである。</p> <p>① 低レベル(A): 約0.6m³ (200容器 約30本相当)</p> <p>② 低レベル(B): 約20m³ (2000缶 約100本相当)</p> <p>2) 固体廃棄物の保管能力</p> <p>保管庫及びプールにおける固体廃棄物の保管能力は、次の通りである。</p> <p>① 低レベル(A): 最大約4m³ (200容器 約200本相当)</p> <p>② 低レベル(B): 最大約220m³ (2000缶 約1100本相当)</p> <p>第2保管庫における固体廃棄物の保管能力は、次の通りである。</p> <p>① 低レベル(A): 最大約12.6m³ (200容器 約630本相当(鉄遮蔽容器30基))</p> <p>② 低レベル(B): 最大約400m³ (2000缶 約2000本相当)</p> <p>3) 固体廃棄物の処理</p> <p>本施設で発生する固体廃棄物の処理方法は次の通りである。</p> <p>① 低レベル(A)固体廃棄物は、容器に封入しプール水中に保管し、その後計画的に鉄遮蔽容器に収納(最大21本/遮蔽容器)して第2保管庫に保管する。</p> <p>② 200ドラム缶表面の線量が0.5mSv/h以下の低レベル(B)固体廃棄物は、廃棄物詰替室で200ドラム缶に封入し保管庫の廃棄物保管エリアまたは第2保管庫で保管する。</p> <p>③ 200ドラム缶に収納した状態で表面の線量が0.5mSv/hを超えるような比較的高い低レベル(B)固体廃棄物は、2000遮蔽付ドラム缶に封入し表面の線量を0.5mSv/h以下にして保管庫の廃棄物保管エリアまたは第2保管庫で保管する。</p> <p>なお、保管庫の廃棄物保管エリアまたは第2保管庫内での作業は、廃棄物の搬入作業で3~4回/年程度の頻度であり、また1回あたりの作業時間も1時間程度と短いことから、従事者の外部被ばくは特に問題とならない。</p>
<p>(緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第35条 試験部長は、当施設において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、緊急やむを得ない場合には、社長の承認を得た上で、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)を核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示第7条に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 安全管理部長は、放射線業務従事者を第1項の緊急作業に従事させる場合は、緊急作業に従事する期間中の内部被ばくを含む線量管理を行う。</p> <p>3 管理部長は、放射線業務従事者を第1項の緊急作業に従事させる場合は、緊急作業後に健康診断を受診させる。</p> <p>4 試験部長は、放射線業務従事者を第1項の緊急作業に従事させる場合は、安全管理部長及び核燃料取扱主務者と協議の上、緊急作業計画を作成し、社長に報告する。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>5 試験部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、社長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に速やかに報告する。</p>		
<p>第36条 (削除)</p>		
<p>第6章 放射線測定</p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第37条 放射線管理グループ長は、管理区域内における線量当量率等の管理のため、放射線測定器の使用法を含め別表第9に定めるところにより、測定する。</p> <p>2 放射線管理グループ長は、別表第10に従って周辺監視区域の境界付近及びその周辺における線量当量率等を測定する。</p> <p>3 試験部長及び安全管理部長は、前2項の測定及び確認により、異常が認められた場合には、直ちに原因の調査及び原因の除去等の措置を講じる。</p> <p>4 試験部長及び安全管理部長は、前項の調査及び講じた措置について、社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>		<p>○障対</p> <p>8. 放射線管理(前出)</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>(床、壁等の除染)</p> <p>第38条 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、別表第8(2)に掲げる値を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、試験部長及び安全管理部長に連絡する。</p> <p>2 試験部長及び安全管理部長は、汚染状況の確認を行うとともにホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長を指導し、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じさせる。</p> <p>3 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、前項の措置結果について、試験部長及び安全管理部長の確認を受ける。</p> <p>4 試験部長及び安全管理部長は、第2項及び第3項の確認の内容について、社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(線量の評価)</p> <p>第39条 放射線管理グループ長は、従業員の放射線業務従事者等に係る線量について、別表第11に定める項目、頻度に従って評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>2 安全管理部長は、放射線業務従事者に係る前項の評価の結果を、社長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、当該放射線業務従事者に通知しなければならない。</p> <p>3 試験部長及び安全管理部長は、第1項の線量が著しく過大であった場合は、原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じ、原因の調査の結果及び講じた措置について、社長及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。</p>		
<p>(放射線測定器の管理)</p> <p>第40条 放射線管理グループ長は、別表第12第1欄に掲げる放射線測定器を第41条の4に定める施設管理実施計画に基づいて管理し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線管理グループ長は、別表第12第1欄に掲げる放射線測定器が故障等により使用不能となった場合には、すみやかに修理又は代替の措置をとる。</p>	<p>7核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7-3 使用施設の設備</p> <p>放射線管理設備</p> <p>(略)</p>	<p>○品質届出</p> <p>第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>21. 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 当社は、機器等又は個別業務等の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を定める。</p> <p>(2) 監視測定は、実施可能でかつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 当社は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>(a) あらかじめ定められた間隔、又は使用の前に計量標準まで追跡可能な方法(当該計量標準が存在しない場合は、校正または検証の根拠を記録する方法)により、校正または検証がされていること。</p> <p>(b) 校正の状態が明確に識別されていること。</p> <p>(c) 所要の調整がされていること。</p> <p>(d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>(e) 取扱、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 当社は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合は、それまでの監視測定の結果の妥当性を評価し、記録する。</p> <p>(5) 当社は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合は、当該監視測定のための設備及びその不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を実施する。</p> <p>(6) 当社は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する。</p> <p>(7) 当社は、監視測定においてソフトウェアを使用するときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>
<p>第7章 施設管理</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第41条 使用施設等について設置(変更)許可を受けた設備・機器に係る事項及び「使用施設等の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、当施設の安全を確保するため、施設管理方針及び施設管理目標を定める。</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定)</p> <p>第41条の2 試験部長は、当施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状を踏まえて、施設管理方針を定める。また、施設管理の有効性評価の結果に応じて、必要により施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>2 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、施設管理の実施方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、施設管理の有効性評価の結果を踏まえた施設管理目標の見直しを行う。</p>		<p>○品質届出</p> <p>第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>1. 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(前出)</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>(施設管理の重要度が高い設備・機器に対する定量的な目標の策定) 第41条の3 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。 2 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、前項の定量的な目標について、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに社長に報告する。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定) 第41条の4 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、所掌する設備・機器について、第41条の施設管理目標及び前条の重要度が高い設備・機器の定量的な目標を達成するために、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。 (1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 (2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。 (3) 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。 (4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。))に関すること。 (5) 使用施設等の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 (6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。 (7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。))に関すること。 (8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。 2 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、前項で定めた施設管理実施計画について、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに社長に報告する。これを変更しようとするときも同様とする。</p>		<p>○品質届出 第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 1. 個別業務に必要なプロセスの計画 (前出)</p>
<p>(保安活動の実施) 第42条 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、所掌する設備・機器について、前条で定めた施設管理実施計画に従って保安活動を行う。</p> <p>(施設の巡視、点検) 第42条の2 ホット試験室長及び施設管理グループ長は、所掌する設備・機器について、第41条の4で定めた施設管理実施計画に従って巡視、点検を行う。 2 ホット試験室長及び施設管理グループ長は、前項の巡視、点検の結果異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、必要な措置を講じる。 3 ホット試験室長及び施設管理グループ長は、第1項の巡視、点検の結果及び第2項の措置について、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(定期的な自主検査) 第42条の3 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第41条の4で定めた施設管理実施計画に従って、次の各号に掲げるところにより定期的な自主検査を行う。なお、検査にあたっては、必要に応じて対象となる設備を所管する部門と異なる部門の者に行わせなければならない。 (1) 施設の保安上特に管理を必要とする設備の定期的な自主検査を年1回以上行う。 (2) 施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の点検校正を年1回行う。 2 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、前項の結果、異常を認めた場合は、修理等の措置を講じる。 3 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の定期的な自主検査の結果及び第2項の措置について、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(修理及び改造) 第42条の4 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の修理を行おうとする場合に、その修理が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。 2 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の改造を行おうとするときは、その改造が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。 3 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の修理及び第2項の改造を行おうとする場合は、あらかじめ許認可申請手続きの必要性を確認する。 4 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の修理及び第2項の改造を終えたときは、その状況について、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>		<p>○品質届出 第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 15. 個別業務の管理 (前出)</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類(核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>(保安活動の有効性評価)</p> <p>第42条の5 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、保安活動から得られる情報等から、保安活動の有効性を評価し、保安活動が有効に機能していることを確認する。</p> <p>2 試験部長、安全管理部長及び管理部長は前項の確認の結果、必要と認められる場合には見直しを行い、継続的な改善に繋げる。</p>	-4	<p>○品質届出</p> <p>第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>16. 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 当社は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合は、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 当社は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを妥当性確認により実証する。</p> <p>(3) 当社は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する。</p> <p>(4) 当社は、妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないものを除く。)を明確にする。</p> <p>(a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>(b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>(c) 妥当性確認の方法</p>
<p>(使用前検査の計画)</p> <p>第43条 保安品質保証責任者は、第2章に定める保安及び保安品質保証に関する組織のうち、検査対象となる設備・機器の設置又は変更の工事を実施した組織とは異なる組織から、検査責任者を指名する。</p> <p>2 前項の検査責任者は、検査対象となる設備・機器の設置又は変更の工事を実施した組織とは異なる組織から検査取組者及び検査担当者を指名し、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施計画書を作成させる。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 検査責任者は、前項の実施計画の策定に当たっては、検査対象の施設を管理する被検査部門の責任者の確認並びに核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>4 検査取組者は、使用前検査を実施するまでに、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施要領書を策定する。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 検査の項目及び検査場所</p> <p>(3) 検査前条件</p> <p>(4) 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>(5) 検査の判定基準</p> <p>5 検査取組者は、前項の実施要領の策定に当たっては、検査対象の施設を管理する被検査部門の責任者の確認並びに核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(使用前検査の実施)</p> <p>第43条の2 検査責任者は、第43条の1の実施計画及び実施要領に基づき、検査を行う。</p> <p>2 検査責任者は、前項の検査が終了したときは、その結果について核燃料取扱主務者の確認を受け、検査対象の施設を管理する被検査部門の責任者に通知する。</p> <p>3 前項の通知を受けた被検査部門の責任者は、検査の結果について核燃料取扱主務者及び社長へ報告する。</p>	-	<p>○品質届出</p> <p>第6章 評価及び改善</p> <p>5. 機器等の検査等</p> <p>(1) 当社は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前検査並びに自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 当社は、使用前検査又は自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、管理する。</p> <p>(3) 当社は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、管理する。</p> <p>(4) 当社は、個別業務計画に基づく使用前検査並びに自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 当社は、保安活動の重要度に応じて、使用前検査の独立性(使用前検査を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前検査の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p> <p>(6) 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替える。</p>
<p>第8章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬</p> <p>(核燃料物質の受渡し管理)</p> <p>第44条 ホット試験室長は、核燃料物質の受渡しを行う場合は、あらかじめ試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。</p> <p>2 ホット試験室長は、前項の受渡しを行う場合は、臨界に達しないようにする措置その他の必要な保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 ホット試験室長は、第1項の受渡しが終了した場合は、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告を行う。</p> <p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第45条 ホット試験室長は、核燃料物質の保管を貯蔵施設において別表第4に定める核的制限に基づいて行うとともに、別表第13に示す最大収納量を超えて核燃料物質を保管してはならない。</p> <p>2 ホット試験室長は、貯蔵施設に、核燃料物質の種類、貯蔵量、注意事項、その他保安上必要な事項を掲示する。</p> <p>3 ホット試験室長は、核燃料物質を搬入する場合その他必要がある場合を除き、貯蔵施設には、施設又は立入制限の措置を講じる。</p>	-	<p>○品質届出</p> <p>第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>1. 個別業務に必要なプロセスの計画(前出)</p> <p>8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備</p> <p>8-3 貯蔵施設の設備(略)</p> <p>表7-1 核燃料物質の使用等に係る核的制限(略)</p>

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>(周辺監視区域内に係る運搬) 第46条 ホット試験室長は、周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く)するときは、標識の取付等法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。</p> <p>(周辺監視区域外に係る運搬) 第47条 ホット試験室長は、周辺監視区域外へ核燃料物質等を運搬するとき、及び周辺監視区域外から搬入するときは、標識の取付等法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。</p>	-	<p>○品質届出 第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 1. 個別業務に必要なプロセスの計画(前出)</p>
<p>第9章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の廃棄) 第48条 ホット試験室長は、当施設から放射性気体廃棄物を廃棄する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるように管理する。 2. ホット試験室長は、排気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が、告示で定める周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。 3. 放射線管理グループ長は、核燃料物質の使用時は排気口における排気中の放射性物質の濃度を排気監視設備によって測定する。 4. 放射線管理グループ長は、放射性物質の放出量が別表第14に定める放出管理目標値を超えないことを確認する。 5. 放射線管理グループ長は、第2項の測定結果及び放射性物質の放出結果を安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備 9-1 気体廃棄施設 9-1-3 気体廃棄施設の設備 (略)</p>	<p>○障対 5. 気体廃棄物の管理 5. 1 概要 本施設の管理区域内の排気中に含まれる放射性物質は2階排風機室に設置する排気設備のプレフィルタ、高性能エアフィルタ(捕集効率:1段目99.9%,2段目以降90%)により除去する。さらにセル、前処理室に設置するフード及びグローブボックスの排気口には、各々プレフィルタ、高性能エアフィルタを、No.1セル系及びNo.2セル系の排気口には、さらにチャコールフィルタを設ける。機器分析室及び第二機器分析室の機器装置類の排気口には、専用の高性能エアフィルタを設ける。 又、破損燃料搬入時の収納缶内ガス置換に際しては、放射性ガス吸着装置(サービエリアに設置)を設け、放射性ガスを放出しないようにする。 排気設備を通した排気は、排気ダスト・ガスモニターで排気中の放射性物質濃度を連続的に測定監視し、周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が科学技術庁告示第20号に定める濃度限度を超えないよう管理し排気筒(高さ約40m)より放出する。 排気処理系統図を障図5-1に示す。 (略)</p>
<p>(放射性液体廃棄物の廃棄) 第49条 放射線管理グループ長は、放射性液体廃棄物(以下「液体廃棄物」という。)の廃棄を行う場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるように管理する。 2. 放射線管理グループ長は、排水中の放射性物質の濃度が、告示で定める周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。 3. 放射線管理グループ長は、液体廃棄物を放出する場合は、処理水槽における排水中の放射性物質濃度の測定を行う。 4. 放射線管理グループ長は、放射性物質の放出量が別表第15に定める放出管理目標値を超えないことを確認する。 5. 放射線管理グループ長は、第2項の測定結果及び放射性物質の放出結果を安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>9-2 液体廃棄施設 9-2-3 液体廃棄施設の設備 (略)</p>	<p>○障対 6. 液体廃棄物の管理 6. 1 概要 本施設で発生する放射性液体廃棄物は、高レベル、中レベル及び低レベル廃液に分類する。 液体廃棄処理系統図を障図6-1に示す。 (略)</p>
<p>(放射性固体廃棄物の廃棄) 第50条 ホット試験室長は、放射性固体廃棄物(以下「固体廃棄物」という。)の廃棄を行う場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 固体廃棄物を、不燃性、可燃性に区分し、線量当量率又は放射性物質の含有量に応じて分類したのち、金属製容器に封入し管理する。 (2) 前号の固体廃棄物については、必要に応じて減容・詰替えし、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示し、保管庫の廃棄物保管エリア又は第2保管庫に保管廃棄する。</p>	<p>9-3 固体廃棄施設 9-3-3 固体廃棄施設の設備 (略)</p>	<p>○障対 7. 固体廃棄物の管理 7. 1 概要 本施設で発生する放射性固体廃棄物は、低レベル(A)及び低レベル(B)に分類し、プール水中、保管庫の廃棄物保管エリア及び第2保管庫で保管する。 低レベル(A)は、20ℓ廃棄物容器の表面の線量が2mSv/h以上のもの、低レベル(B)は、表面の線量が2mSv/h以下のものとする。 固体廃棄処理系統図を障図7-1に示す。 (略)</p>
<p>第51条 (削除)</p>		
<p>第10章 非常時の措置</p> <p>(非常時の組織) 第52条 社長は、非常時に備え、災害の発生又は拡大防止を図るための非常時対応組織をあらかじめ定めておく。ここで、非常時とは、別図第1に示した保安及び保安品質保証に関する組織では対応できない事態となったときをいう。</p>	-	-

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>(非常時要員の確保) 第53条 社長は、前条に定める非常時対応組織の要員をあらかじめ確保しておく。なお、緊急作業に係る要員については、次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定する。 (1) 第11条第4項に定める教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者であること。 (2) 第11条第7項に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事させる従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>		<p>○品質届出 第4章 資源の管理 1. 資源の確保 当社は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、管理する。 (1) 要員 (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (3) 作業環境 (4) その他必要な資源 2. 要員の力量の確保及び教育訓練 (1) 当社は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下、「力量」という。)が実証されたものを要員とする。 (2) 当社は要員の力量を確保するため、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 (a) 要員に必要な力量を明確に定めること。 (b) 要員の力量確保のために教育訓練、その他の措置を実施すること。 (c) 要員の力量確保のための教育訓練、その他の措置の実効性を評価すること。 (d) 要員が自らの個別業務の実施について、以下の事項を認識しているようにすること。 ア. 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献 イ. 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 ウ. 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 (3) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、管理する。</p>
<p>(非常時対応資材の整備) 第54条 社長は、非常時対応組織が活動するにあたって必要な放射線防護用機器、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておく。</p>	<p>7.核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備 7-3 使用施設の設備 非常用設備 (略)</p>	
<p>(通報系統) 第55条 社長は、非常事態が生じたときに備え、あらかじめ社外連絡責任者を任命するとともに当社内部及び外部関係機関への連絡通報系統を定めておく。 (通報) 第56条 当施設に係る非常事態の発生、又はそのおそれのあることを発見した従業員は、直ちに試験部長に通報する。 2 試験部長は、前項の通報を受けた場合、直ちに社外連絡責任者、社長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に通報しなくてはならない。 3 社外連絡責任者は、直ちに第55条に定める通報系統に従い外部関係機関に通報連絡しなければならない。 (非常事態の発令) 第57条 社長は、前条第2項に定める通報を受け非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常事態を宣言し、社長を本部長とする防護活動本部を設置する。 (非常事態における活動) 第58条 防護活動本部は、人命の救助、非常事態の原因除去、拡大防止に係る防護活動を行う。 (非常事態の解除) 第59条 社長は、非常事態の原因が除去され、拡大防止等に係る防護活動が終了したと判断した場合は、防護活動本部を解散し、非常事態を解除する。 (原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第60条 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、この規定によらず、原子力事業者防災業務計画に基づき措置する。</p>		
<p>第11章 記録及び報告</p>		

保安規定	使用許可申請書(本文)	添付書類 (核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書、 障害対策書、安全対策書及び品質管理体制整備の届出)
<p>(記録)</p> <p>第61条 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、別表第16第1欄に掲げる事項について、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、同表第3欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第4欄に掲げる者に、同表第5欄に掲げる期間保存させる。</p>		<p>○品質届出 第2章 保安品質マネジメントシステム 5. 記録の管理 (1) 当社は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索できるように作成し、保安活動の重要度に応じた管理する。 (2) 当社は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関する管理方法を定めた手順書を作成する。</p>
<p>(報告)</p> <p>第62条 試験部長及び安全管理部長は、核燃料物質の使用等に関する規則(以下、「使用規則」という。)第6条の10に掲げる次の各号のいずれかに該当する場合及び核燃料物質等の輸送中に事故が発生したときは、直ちに社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。 (2) 使用施設等の故障があった場合において、当該故障に係る修理のための特別な措置を必要とする場合であって、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。 (3) 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。 (4) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。 (5) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空气中の放射性物質の濃度が使用規則第2条の11の12第4号の濃度限度を超えたとき。 (6) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が使用規則第2条の11の12第7号の濃度限度を超えたとき。 (7) 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。</p> <p>(8) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が、管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所についての人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。 (イ) 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。 (ロ) 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。 (ハ) 漏えいした核燃料物質等の放射線量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。 (ニ) 核燃料物質が境界に達し、又は達するおそれがあるとき。 (ホ) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。 (ヘ) 放射線業務従事者について使用規則第2条の11の5第1項第1号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。 (ヘ) 前各号のほか、使用施設等に関し人の障害(放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 試験部長及び安全管理部長は、前項の報告ののち、速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(1) 事故の発生日時、場所 (2) 状況及び発生に際して採った処置 (3) 原因 (4) その後の対策及び処置 (5) その他、必要な事項</p>		